

のびのび



令和3年度校長室だより 11月5日号

湯田小学校の大切な言葉：あしたも会おうね 温かい学校 ～学び合い～

チャレンジ目標：湯田小ABC

時代とともに変わりゆく対応 ～湯田小いじめ防止基本方針～

校長 藤井 智寛

10月、11月は全国各地でいじめ防止に向けた様々な取組が行われます。10月は山口県が定める「いじめ防止・根絶強調月間」でしたし、11月は内閣府が主唱する「子供・若者育成支援推進強調月間」です。昭和61年に「いじめ」が初めて定義されてから今に至るまで、その定義は少しずつ変わってきました。参考までに以下の2つの定義を見比べてみてください。

【平成6年当時の定義】

- ① 自分より弱い者に対して一方的に、
 - ② 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え
 - ③ 相手が深刻な苦痛を感じているもの。
- ……なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと

【現在の定義】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

行政や法律の用語なので言い回しが少し複雑ですが、現在の定義では、自分より弱い者に一方的に 攻撃を継続的に 相手が深刻な苦痛をなどの条件はなくなり、被害者が心や体に苦しさや痛みを感じたらいじめと定められています。そのため、現在ではいじめの範疇は広く学校生活の中のちょっとした衝突もいじめに含まれ、本校では早期に発見し適切な対応が取れるよう以下のように分類しています。

【レベル1】 日常衝突としてのいじめ

日常の衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

日常の衝突を超えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的な対応を取る必要のあるもの

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態（※1）」に該当する、または「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

※1 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、または相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

この分類からも分かるように、いじめはどの児童にも起こり得ますし、加害者にも被害者にもなる可能性があります。そのため、児童一人ひとりの規範意識や人権意識を高めるとともに、学校としても、児童にしっかり寄り添い、児童が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築することを心がけています。また、学校、家庭、地域、関係機関が連携して児童の異変やサインをいち早くキャッチして、それぞれの立場からいじめ解決に向けた責務を果たすことが重要です。

こうした取組は、本校のいじめ防止基本方針に則ったものであり、詳細は本校ホームページに掲載しています。是非そちらも一度ご覧ください。

音楽参観日 多数のご来校ありがとうございました。



10月29日(金)に行いました「音楽参観日」には、多数ご来校をいただきありがとうございました。1年生から3年生まではそれぞれの教室で、4年生から6年生は学年で体育館に集まり参観いただきました。これまでの「音楽会」という学習の成果を発表する場ではなく、音楽の授業の延長として、学習している様子をご覧ください。これまでの形式での参観授業になりました。学校としては、新型コロナウイルス感染症の防止策を講じながらも、子どもたちが学習している様子をどのようにご覧いただくのがよいか検討に検討を重ねた結果、こうした形となりました。参観いただいた皆様からのご意見も是非お聞かせください。右記 QR コードからアンケートのサイトにつながりますので、そちらからご回答ください。よろしくお願いいたします。



湯田小 HP では、11 月からブログの更新をしています。
HP をごらんの際は、ブログのページも覗いてみてください。